事業者向け

吉川市
Yoshikawa City

事業系ごみ処理のてびき

ごみの減量にはどんなメリットがあるの？

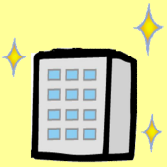
１．コストを削減できる

ごみを減量することでごみの処分料金の削減、余計な材料の調達費用を削減し、無駄なコストを削減することができます。



２．企業のイメージアップ

近年、環境問題が注目されている中、ごみ減量への取り組みは社会貢献につながり、企業のイメージアップにつながります。



３．従業員の意識改革

ごみの減量やリサイクル活動に取り組むことで、従業員の環境に対する意識が向上し、事業活動に反映することが出来ます。



なまりん
吉川市イメージキャラクター



事業者の皆様へ

吉川市内で排出されるごみの総量は約２０，７４０トン（令和６年度）であり、そのうち事業系一般廃棄物の収集量は約５，７９３トンと全体の約２８％を占めています。本市では、一般廃棄物処理基本計画を定め、その中で「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」を基本目標に掲げ、市民・事業者・市が協力し、循環型社会の構築を目指しています。

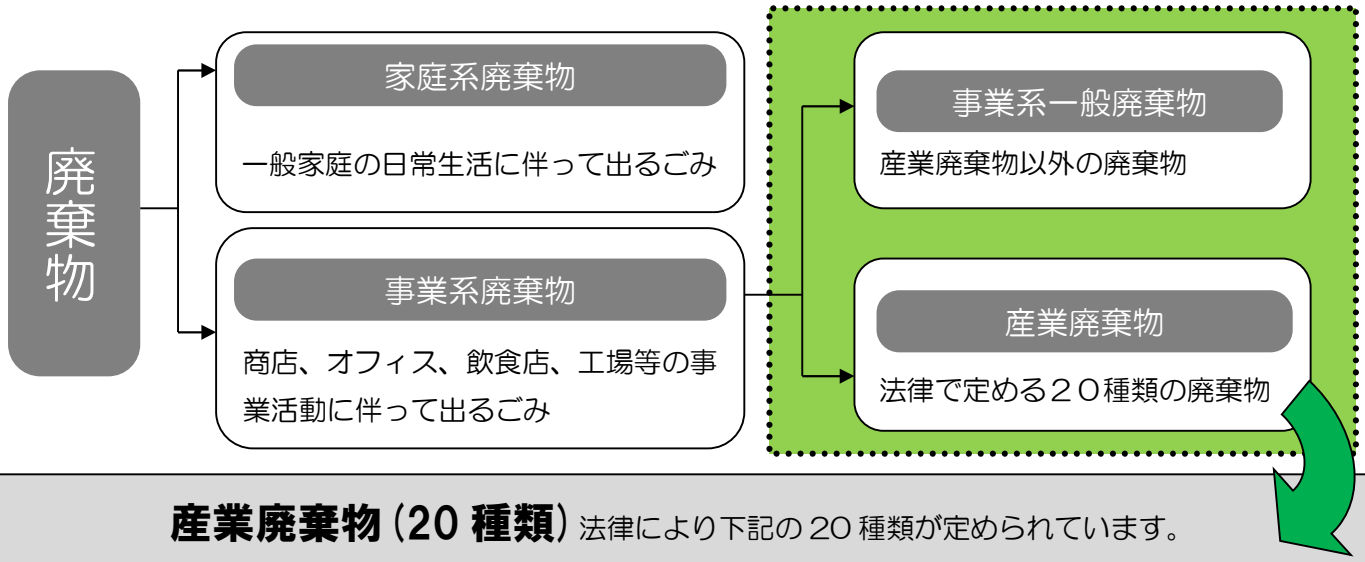
このてびきは、事業者の責務について掲載するとともに、事業系ごみの適正な処理、ごみの減量を推進していただくために作成いたしました。事業者の皆様におかれましては、てびきをご活用いただき、さらなるごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。

目次

・事業系ごみとは・・・・・・・・・・・・・１
・吉川市の事業系ごみの現状・・・・・・・２
・事業者に処理責任があります・・・・・・２
・事業系ごみの処理方法・・・・・・・・・３
・事業系ごみの分け方・出し方・・・・・・４
・事業系ごみの減量　３Ｒの実践・・・・・５
・事業系ごみの減量　古紙回収・・・・・・６
・プラスチックや金属の屋外保管・・・・・６
・事業系ごみのＱ＆Ａ　・・・・・・・・・７

◆ 事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める 20 種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区分されます。



産業廃棄物（20 種類）法律により下記の 20 種類が定められています。

種　類	具体的な例
①燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物等
②汚泥	下水道汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥、製造・排水処理で出る汚泥等
③廃油	廃潤滑油、廃切削油、動植物系廃油等の全ての廃油
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸等全ての酸性廃液
⑤廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アルカリ性メッキ廃液等全てのアルカリ性廃液
⑥廃プラスチック	ビニールシートくず、合成繊維くず、廃タイヤ、全ての廃プラスチック類
⑦紙くず(＊)	建設業（工作物の建設または除去）、紙製造業、製本業、出版業等から排出される紙くず
⑧木くず(＊)	建設業（工作物の建設または除去）、木材又は木材製造業等から排出される木くず、パレット
⑨繊維くず(＊)	建設業（工作物の建設または除去）、製紙業、紡績業、織物業等から排出される繊維くず
⑩動植物性残さ(＊)	食品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
⑪動物系固形不要物(＊)	と畜場等から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
⑫ゴムくず	天然ゴムくず
⑬金属くず	鉄鋼・非鉄金属の切削くず等全ての金属
⑭ガラス、コンリート、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の建設又は除去）、レンガ、かわら、タイル等のくず（がれき類を除く）
⑮鉱さい	電気炉等の残さい、鋳物廃砂等
⑯がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片、石膏ボード等
⑰動物のふん尿(＊)	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
⑱動物の死体(＊)	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
⑲ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト等
⑳上記１９種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

(＊)印の種類は、限定業種から排出されるものです。それ以外は、あらゆる事業活動に伴い排出されるものです。

事業系一般廃棄物該当例

○事務所、店舗から出るＯＡ用紙や事務用紙、新聞、段ボールなど
○卸･小売業から出る野菜くず、魚介類など
○飲食店、従業員食堂から出る残飯や売れ残りなど
○従業員の飲食により出る弁当容器(ﾌﾟﾗ製以外)･空きかん･空きびんなど



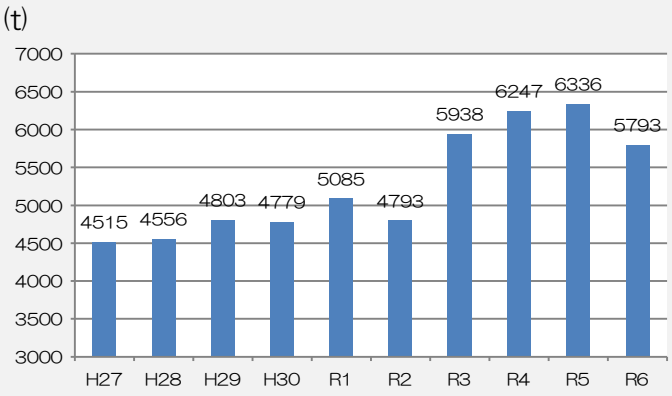
◆ 吉川市の事業系ごみの現状

市内で発生する事業系一般廃棄物の排出量は、令和６年度では約5,７９３トンとなっています。

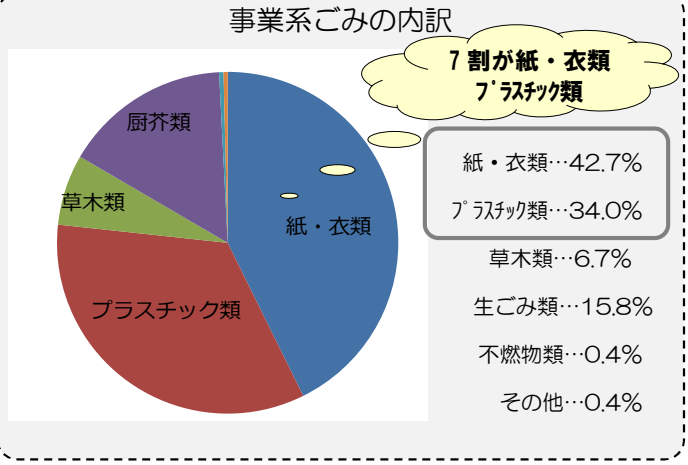
令和６年度の市内で発生したごみの排出量（家庭系・事業系）は約２０，７４０トンであったため、事業系ごみが全体の約２８％を占めている状況にあります。

また、市内で発生する燃やすごみを処理している東埼玉資源環境組合では、定期的にごみの内容物（組成）に関する調査を行っています。下記の円グラフは、令和６年度の結果であり、事業系ごみの７割以上が紙・衣類とプラスチック類で占められている状況です。

吉川市の事業系一般廃棄物の排出量



事業系ごみの内訳



◆ 事業者に処理責任があります

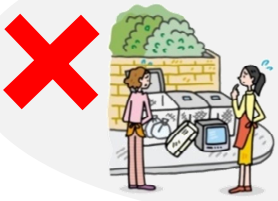


事業系ごみの処理は、そのごみを排出した事業者が責任を持って処理すると法律で規定されています。また、市の「廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」においても、同様に事業者自らが処理しなければならないと定めています。廃棄物の処理については、下記の禁止事項に注意し法令に遵守して処理する必要があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

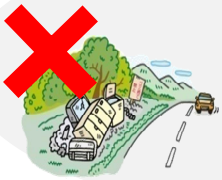
（事業者の責務）第三条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

禁止事項１「家庭ごみ集積所には出せません」



事業所等から排出される事業系ごみは家庭ごみ集積所には出せません。３ページの処理方法を参考にして、適正に処理して下さい。

禁止事項２「不法投棄」



ごみの不法投棄行為については、法律で禁じられており、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金、又はこれを併科する罰則が定められています。

禁止事項３「違法な野外焼却」



違法な焼却行為は、法律により禁止されています。また、基準に適合していない小型焼却炉の使用も禁止されています。ただし、宗教上の行事など一部例外となる焼却行為もあります。

禁止事項４「無許可業者への委託」



廃棄物の処理は許可を持っている業者へ委託しなくてはなりません。無許可業者等に委託した場合は、委託した者（＝排出者）が法律により罰せられます。

◆ 事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、次のいずれかの方法で、適正に処理する必要があります。

産業廃棄物

産業廃棄物許可業者へ委託



埼玉県の産業廃棄物収集運搬業（処理を委託する産業廃棄物の項目）の許可を受けている業者へ処理を依頼して下さい。埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者は、インターネットや電話帳等で調べて処理を依頼して下さい。

【産業廃棄物に関するお問合せ先】　埼玉県越谷環境管理事務所　℡ 966-2311

産業廃棄物の処分でお困りの方は、ご相談ください。
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会　℡ 048-711-7708
http://saitama-kankyousangyousinkou.jp/index.htm



事業者

一般廃棄物

一般廃棄物許可業者へ委託



吉川市の許可を持っている下記の業者へ依頼して下さい。

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

［許可期間：令和８年４月１日から令和１０年３月31日まで］

許可番号	業　者　名	住　所	電話
第１号	㈲　吉　川　清　掃	吉川市栄町 715	982-0707
第２号	㈱ ミ ヤ タ 商 事	吉川市高富一丁目 22-14	982-2755
第４号	エ ス シ ー エ ス ㈱	草加市青柳二丁目 19-10	936-1234
		吉川市高久一丁目 6-5	0120-02-1233
第６号	東　武　商　事　㈱	吉川市旭 3-1	992-1039
第８号	㈲ 葵 サ ー ビ ス	流山市駒木台 170-16	04-7155-1459
		吉川市大字保 432-6	981-8788
第 10 号	㈲エフ・サービス	越谷市弥栄町 4-675-2	979-1504
		吉川市高久二丁目８番地 18 ゼフィランサス吉川 106	981-6505

資源物

再生資源業者へ依頼



資源物(古紙・かん・びん・ペットボトルなど)を分別し、無償引渡または有価売却でリサイクル業者へ処理を依頼出来ます。依頼方法は、直接リサイクル業者へ連絡するか、収集業者へ相談して下さい。古紙の引き取りについては、６ページを参考にして下さい。

自己処理

自己処理



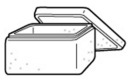
下記の方法で自己処理することも可能です。
各種法律を遵守し、適正に処理して下さい。

- コンポストを利用する。
- 電気式生ごみ処理機を利用する。
- 適正な焼却炉を設置する。

（埼玉県条例の基準を満たした焼却炉でなければ、設置できません。また、設置には届出が必要です。）

◆ 事業系ごみの分け方・出し方

排出段階で分別を徹底することで、多くのごみがリサイクル可能となります。ごみとして処分する場合は、処理手数料や運搬費用がかかってしまいますが、分別してリサイクル業者に引き渡せば、無料引渡や有価売却できる事もあります。次の分別項目を参考に、分別に取り組みましょう。引取条件等は直接業者に確認して下さい。

品目	例	処理方法	注意事項
古紙類 	新聞紙 段ボール 雑誌・書籍 紙パック 雑がみ	リサイクル業者 一般廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 無料引渡、もしくは有価売却できる場合があります。 ・古紙に混入してはいけない物もあります。 ・機密文書をリサイクルできる業者もあります。
衣類 	制服 作業着	リサイクル業者 一般廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 無料引渡、もしくは有価売却できる場合があります。 ・状態によって、リサイクルできない場合もあります。
ペットボトル 	ペットボトル	納入業者 リサイクル業者 産業廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 無料引渡、もしくは有価売却できる場合があります。 ・自動販売機のごみは、納入業者に回収してもらいましょう。 ・リサイクル業者等に引渡さない場合は、産業廃棄物に該当します。
かん 	食料用のかん 飲料用のかん	納入業者 リサイクル業者 産業廃棄物許可業者 一般廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 無料引渡、もしくは有価売却できる場合があります。 ・自動販売機のごみは、納入業者に回収してもらいましょう。 ・P1 事業系一般廃棄物該当例に該当する場合は、一般廃棄物です。
びん 	食料用のびん 飲料用のびん	納入業者 リサイクル業者 産業廃棄物許可業者 一般廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 無料引渡、もしくは有価売却できる場合があります。 ・自動販売機のごみは、納入業者に回収してもらいましょう。 ・P1 事業系一般廃棄物該当例に該当する場合は、一般廃棄物です。
木くず 	剪定枝 刈草 梱包木材	リサイクル業者 一般廃棄物許可業者	・堆肥化などの目的で、資源として受入する業者があります。 ・資源化処理することで、安価に処分できる場合があります。
生ごみ 	調理残渣 売れ残り 食べ残し	リサイクル業者 一般廃棄物許可業者 自己処理	・生ごみ資源化業者と契約することで、資源化出来ます。 ・生ごみ処理機、コンポストにより資源化することが出来ます。 ・ごみを減らす為に、食材の管理を徹底しましょう。
プラスチック類 	発砲ｽﾁﾛｰﾙ ﾋﾞﾆｰﾙ・ｺﾞﾑ 白色トレイ PP バンド	リサイクル業者 産業廃棄物許可業者	・分別してリサイクル業者に出して下さい。 ・トレイなどは、搬入業者が回収する場合もあります。 ・リサイクル業者に引渡さない場合は、産業廃棄物に該当します。
燃えないごみ 	陶磁器類 ガラス類	リサイクル業者 産業廃棄物許可業者	・リサイクルショップ等で、買い取る場合もあります。 ・リサイクル出来ない場合は、産業廃棄物に該当します。
粗大ごみ 	[50cm 超える物] 机・イス ロッカー	リサイクル業者 産業廃棄物許可業者 一般廃棄物許可業者	・リサイクルショップ等で、買い取る場合もあります。 ・リサイクル出来ない場合は、産業廃棄物に該当します。 ・品物によって、一般廃棄物に該当する場合があります。
有害ごみ 	蛍光灯・電球 乾電池 ライター スプレー缶 体温計	リサイクル業者 産業廃棄物許可業者	・リサイクル業者へ委託し、リサイクルして下さい。 ・リサイクル出来ない場合は、産業廃棄物に該当します。 ・蛍光灯・電球・乾電池は吉川市環境センターでも処理することができます。
その他 	パソコン 消火器 リサイクル対象の家電製品等	販売店 メーカー	・販売店、メーカーで回収する場合もあります。 ・販売店、メーカーが処理先を紹介している場合もあります。 ・家電リサイクル法に基づき、適正に処理して下さい。

◆ 事業系ごみの減量　３Ｒの実践

循環型社会を目指す為のキーワード「Reduce：ﾘﾃﾞｭｰｽ」「Reuse：ﾘﾕｰｽ」「Recycle：ﾘｻｲｸﾙ」の頭文字を取り、３Ｒ（ｽﾘｰｱｰﾙ）という言葉があります。３Ｒに取り組むことで、ごみの減量につながります。次の３Ｒの実践項目をチェックし、取り組める項目から取り組んでいきましょう！

Reduce（リデュース）

（発生抑制）
ごみも資源も元から減らす!!



飲食店や食堂で使用する割り箸を塗り箸に切り替える。



トイレ、化粧室でのペーパータオルの使用をやめる。



個人用のごみ箱は設けず、職場のごみ箱数も削減する。



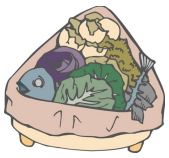
梱包材の簡素化やコンテナ納品をメーカーなどに依頼する。



紙の両面コピー・用・ペーパーレス化で紙の使用量を抑える。



不要なパンフレットは受け取らない。



生ごみの水分は、ぎゅっとしぼって重量を減らす。



コンビニ等へ行く際には、マイバッグの持参を心がける。

Reuse（リユース）

（再使用）
すぐ捨てずにくり返し使う!!



使い捨て容器ではなく、詰め替え用の商品を使用する。



リターナブルびんやデポジット制の商品を利用する。



マイ箸やマイボトル、マイカップの持参、利用に努める。



使い捨て容器を控え、回収容器を選定するよう心がける。



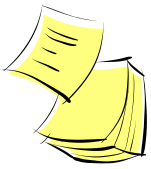
リースやレンタルを活用し、廃棄するごみを減らす。



壊れたものであっても、捨てずに修理し使用する。



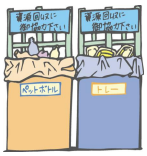
使用済み封筒を事務連絡用封筒等へ再利用を図る。



ミスプリントした用紙を内部資料やメモ用紙に再使用する。

Recycle（リサイクル）

（再資源化）
資源として再び利用する!!



従業員が分別できるボックスを、事業所内に設置する。



雑がみやペットボトル等の資源ごみの分別を徹底する。



品目別に再生処理を行える業者と契約する。



調理くずなどを、生ごみ処理機などによる資源化する。



生ごみや廃食用油をリサイクル業者へ引き渡して、資源化をする。



びん・かん・トレイなどを納入業者に引き取ってもらう。



コピー機などのカートリッジはリサイクル回収する。



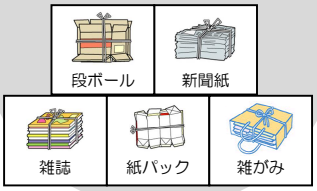
ごみの減量やリサイクルについての啓発文を職場内に掲示する。

◆ 事業系ごみの減量　古紙回収

紙のリサイクルを始めるときは、一般廃棄物収集運搬許可業者や古紙再生事業者に相談して効率の良いリサイクルシステムを確立しましょう。古紙類に混入しては困るものもありますので、事前に引取先に相談して下さい。

①集める古紙の種類を決めましょう。

［基本的な分別項目］



②回収場所を決めましょう。

※分別ボックスを用意すると、効率良く回収出来ます。



③古紙の取引先を見つけましょう。

※一覧表を参考にして下さい。



吉川市内の古紙再生業者

会　社　名	所　在　地	電　話
㈱東武産興	吉川市中野 200	981-0847
㈱ハイグレード	吉川市中野 341-1	983-6351
㈲北信紙業	吉川市小松川 566-1	982-8387

市外や一覧に記載されていない引取業者は電話帳やインターネットでお調べください。

雑がみとは？



- 空箱
- ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰの箱
- 包装紙
- 紙袋
- ｼｭﾚｯﾀﾞｰ
- ﾊｶﾞｷ
- 封筒
- ﾒﾓ用紙
- ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰのしん

など

◆ プラスチックや金属の屋外保管

●特定再生資源屋外保管業を許可制とする埼玉県条例が令和７年１月１日から施行されました。これにより、埼玉県内で屋外保管業を行う場合には、県知事の許可が必要となります。
●保管の高さ等、条例で定めるルールを守る必要があります。
●無許可や無届出、ルール違反等の場合には、罰則があります。

特定再生資源とは
金属等（金属・プラスチック、雑品スクラップ（金属とプラスチックの混合物））を指します。

事業を始めるには、次のフローのとおり埼玉県の許可が必要です。
なお、令和7年1月1日にすでに事業を行っている事業場については、令和7年6月30日までに届出することで許可を受けたとみなされます。また、規制の一部が適用されません

事業開始前 ▶ 事前協議 ▶ 住民説明会等 ▶ 許可申請 ▶ 許可後事業開始

5年ごとに更新





埼玉県　スクラップヤード条例　検索

越谷環境管理事務所
〒343-0813
越谷市越ケ谷 4-2-82
電話:048-966-2311

埼玉県産業廃棄物指導課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂 3-15-1　第三庁舎2階
〈新規許可に関すること〉電話:048-830-3121

埼玉県ホームページ

◆事業系ごみのＱ＆Ａ

Q 事業者とは、どのようなものですか？

A 飲食店、店舗、事務所、病院、学習塾、銀行などが該当します。

Q 事業系ごみの処理料金は、いくらですか？

A 一般廃棄物収集運搬許可業者により異なりますので、直接お問い合わせ下さい。

Q 少量であれば、一般のごみ集積所に出しても良いですか？

A 一般のごみ集積所は家庭用の集積所ですので、量の多少に関わらず、事業系ごみを出すことは出来ません。

Q 許可業者と契約したら、どこにごみを出せば良いですか？

A 許可業者と契約する際にごみを出す場所を決めてください。個別収集が原則となります。

Q 従業員の個人ごみ（飲食物、弁当容器（プラ製以外）等）は、どのように処理すればいいですか？

A 従業員の飲食物等に関しても、事業所から排出する場合は、事業系ごみとして、適正に処理して頂くようにお願いします。

Q 農家の稲わらなどの焼却はできますか？

A 病害虫の駆除のため稲わらを焼却することは、違反ではありません。しかし、近所の迷惑にもなりますので、風向き等を考慮して下さい。

Q 事業所から出た廃プラスチック類は産業廃棄物に該当しますか？

A 事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、業種に関わらず全て産業廃棄物に該当します。良質な廃プラスチック類は、資源物になる場合もあります。

Q 事業系ごみを一般のごみ集積所に出したら、罰則はありますか？

A 事業系ごみを一般のごみ集積所に不適正排出する行為は、不法投棄に該当し「廃棄物処理法」により処罰されます。

事業者向け　事業系ごみ処理のてびき

令和８年４月発行

発行：吉川市市民生活部環境課

〒342-8501　吉川市きよみ野一丁目１番地

［環境課］電話　９８２－９６９６　ＦＡＸ　９８１－５３９２

12 つくる責任 つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

吉川市ＳＤＧｓみんなで一緒に取り組もう！

吉川市はＳＤＧｓを推進しています

紙は貴重な資源です！不要になりましたら、資源として処分してください。リサイクルにご協力をお願いします。